大個審第１２号

（答申第２８９号）

平成２８年　８月２４日

大阪府知事　　様

大阪府個人情報保護審議会

会長　　野田　崇

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成２８年８月１７日付け障企第１５９６号で諮問のありました「障がい者の生活ニーズ実態調査」（以下「本件調査」という。）に係る大阪府個人情報保護条例第８条第２項第９号に規定する目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項に係る標記については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

１　実施機関において、本件調査のために用いる個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

２　本件調査において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。

３　利用する個人情報については、本件事業の実施のための必要最小限のものに限定すること。

４　本件調査票は無記名とし、通し番号を付与しないなど各個人情報の収集に該当しない措置を講じること。

５　可能な限り、１に定めた管理責任者があらかじめ定めた室内において作業を行うこととし、２に定めた職員以外の者が立ち入らないようにするとともに、回答者が住所・氏名等を記載して返信した場合には、当該封筒等を適切に廃棄すること。

（答申に関与した委員の氏名）

　野田崇、熊和子、赤津加奈美、熊本理抄、島村健、柳井健一